

うららかな春の日差しが心地よい季節となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① 「2019 年度化学物質のリスク評価検討会報告書」を公表（厚生労働省）

厚生労働省は、ヒトに対する発がん性等が疑われる16物質の初期リスク評価の結果と、3物質の詳細リスク評価のうち経気道ばく露に関する中間報告をとりまとめた化学物質のリスク評価検討会報告書を公表した。アセトニトリルと塩化アリルについては、詳細リスク評価において経気道ばく露によるリスクが高いと判定されており、今後、健康障害の防止措置が検討される。

[もっと詳しく▶](#) [厚生労働省（2019年度化学物質のリスク評価検討会報告書）](#)

② 平成 30 年度 PRTR データ集計結果等を公表（経済産業省・環境省）

経済産業省及び環境省は、化学物質排出・移動量届出（PRTR）制度に基づく化学物質の平成30年度の排出量・移動量等データ集計結果を公表した。

[もっと詳しく▶](#) [経済産業省（平成30年度PRTRデータを取りまとめました）](#)
[環境省（平成30年度PRTRデータの概要等について－化学物質の排出量・移動量の集計結果等－）](#)

③ 「SAICM 国内実施計画の進捗結果について」の報告書と取りまとめ結果を公表（環境省）

環境省は、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（Strategic Approach to International Chemicals Management : SAICM）の国内実施計画の実施状況を取りまとめた報告書及び報告書案に対する意見募集の結果を公表した。

[もっと詳しく▶](#) [環境省（「SAICM国内実施計画の進捗結果について」の取りまとめについて）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① 化学物質規制検索ツール EUCLEF を公開（ECHA）

ECHAは、EUの化学物質規制のオンライン検索ツール EU Chemicals Legislation Finder（EUCLEF）を公開した。EUCLEFでは、名称やEC番号、CAS番号から、その物質が該当する40種類の法規制や義務を横断的に検索できる。検索対象となる法規制は今後さらに追加される予定。

[もっと詳しく▶](#) [ECHA（ECHA/PR/20/04 Track legal obligations with the new EU Chemicals Legislation Finder）](#)
[ECHA（EU Chemicals Legislation Finder）](#)

② EU 調和分類を改訂（EU）

2月18日付け官報でEU調和分類の改訂が公示された。改訂では11物質の分類変更と17物質の分類追加が行われ、これは2021年9月9日から適用される。

[もっと詳しく▶](#) [EUR-Lex（COMMISSION DELEGATED REGULATION \(EU\) 2020/217 of 4 October 2019）](#)

③ REACH 認可リストへの追加勧告案に関するコメントを募集（ECHA）

ECHAは、認可候補物質（SVHC）7物質のREACH付属書XIV（認可リスト）への追加勧告案に関するコメントを募集している。コメント期限は6月20日。

[もっと詳しく▶](#) [ECHA（Draft recommendation for inclusion in the Authorisation List and consultation）](#)

④ TSCA リスク評価の低優先物質を決定（米国 EPA）

米国EPAはTSCAに基づき、現時点でリスク評価を必要としない優先度の低い20物質を決定した。TSCAでは、新たな情報が利用可能になった場合には優先度を再検討できるとされている。

[もっと詳しく▶](#) [US EPA（Low-Priority Substances under TSCA）](#)

⑤ TSCA CBI 申し立てレビュー手順を定めた最終規則を公示（米国 EPA）

米国EPAは、TSCAの下で物質IDを企業機密情報（CBI）として保護するための既存の申し立てのレビュー手順を定めた最終規則を官報公示した。この最終規則は2020年5月5日に発効する。

[もっと詳しく▶](#) [U.S.EPA（Procedures for Review of CBI Claims for the Identity of Chemicals on the TSCA Inventory）](#)

特集：ASEANを中心としたGHS導入状況① ～タイ～

今月号からASEANを中心としたGHS導入状況についてご紹介します。第一弾はタイです。

タイでは、単一物質については2013年3月13日から、混合物については2017年3月13日からGHS対応のSDS及びラベルが導入されており、タイ工業省告示「有害物質の分類及び危険有害性情報の伝達システム」(2012年2月1日公布、2012年3月13日施行)に準拠し、国連文書改訂第3版に従ったSDS・ラベル作成が必要となっています。

タイのGHS分類の特徴として、選択可能方式(building block approach)において、GHS改訂第3版の全ての分類区分が採用されている点が挙げられます。具体的には、日本のJIS規格のGHS分類では設定のない、「急性毒性：区分5」、「皮膚刺激性：区分3」、「誤えん有害性：区分2」の設定があることが特徴です。逆に、「自然発火性ガス」、「化学的に不安定なガス：区分A及び区分B」の設定はありません。SDS及びラベルともタイ語での作成が求められます。

タイ向けのSDSやラベルを作成する場合、単純にタイ語に翻訳するのではなく、タイの分類基準及び分類区分を確認して、作成する必要があります。本機構では、タイの法令に準拠したSDS及びラベル作成を承っています。お気軽にご相談ください。

タイ工業省告示「有害物質の分類及び危険有害性情報の伝達システム」の資料(一部抜粋)

๑.๒ เกณฑ์การจำแนกความเป็นอันตรายต่อสุขภาพและองค์ประกอบการสื่อสารความเป็นอันตรายในฉลากวัตถุอันตราย

๑.๒.๑ ความเป็นพิษเฉียบพลัน (Acute toxicity)

ประเภทย่อย ความเป็น อันตราย	เกณฑ์ (Criteria)	องค์ประกอบการสื่อสารความเป็นอันตราย บางส่วน	
๑	๑. ค่า LD ₅₀ ทางปาก น้อยกว่าหรือเท่ากับ ๕ มิลลิกรัมต่อ กิโลกรัมของน้ำหนักตัว หรือ	รูปสัญลักษณ์	
	๒. ค่า LD ₅₀ ทางผิวหนัง น้อยกว่าหรือเท่ากับ ๕๐ มิลลิกรัมต่อ กิโลกรัมของน้ำหนักตัว หรือ		
	๓. ค่า LC ₅₀ ทางหายใจ (สำหรับก๊าซ) น้อยกว่าหรือเท่ากับ ๑๐๐ ส่วนต่อล้านส่วนปริมาตร หรือ	คำสัญญาณ	อันตราย
	๔. ค่า LC ₅₀ ทางหายใจ (สำหรับไอ) น้อยกว่าหรือเท่ากับ ๐.๕ มิลลิกรัมต่อลิตร หรือ	ข้อความแสดง ความเป็น อันตราย	เป็นอันตรายถึงตายได้ เมื่อกลืนกิน สัมผัส ผิวหนังและหายใจเข้าไป (ก๊าซ ไอ ฝุ่น และละออง)
	๕. ค่า LC ₅₀ ทางหายใจ (สำหรับฝุ่น และละออง) น้อยกว่า		

お知らせ

○セミナー「ケミカルリスクフォーラム研修コース」

(一社)日本化学工業協会主催の2020年度ケミカルリスクフォーラム研修コースにおいて、本機構の職員が講師を務めます。

第1回 5/25(月) 化学物質の物理化学的性状

第2回 6/19(金) 化学物質のヒト健康影響の概論・化学物質の生態毒性の概論

(会場：東京・日本化学工業協会(住友六甲ビル2階)、WEB中継あり)

詳細はこちらをご覧ください☞ [ケミカルリスクフォーラム](https://www.cerij.or.jp)

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

CERI 一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当：石井(聡)、田辺)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp